

騒音事件記録No. 1

県営団地・

上階音殺人未遂事件

(平成18年2月発生、

平成18年7月判決)

1. 事案の概要・特徴

▲特徴▼

①県営住宅での上階からの騒音苦情を原因

として、苦情を言われた側が苦情を言った側を刺傷させた殺人未遂事件

②類似の相談事例があり、前項の事例を紹介することにより自制的対応を促した事例

また、この事件と極めて類似した相談事例があり、当事者にはこの事例の詳細を紹介して自制的対応を促した。今回は、その相談事例の詳細も合わせて紹介している。

5階建て県営住宅の2階に、5人の子供を持つ母子家族が入居し、その階下に以前より住んでいた男性の部屋に、上階からの音が響くようになった。男性は、電話で苦情を伝えるなどしていたが、いつからか壁

▲概要▼

2. 事件の詳細経緯と類似事案

2. 1 県営団地・上階音殺人未遂事件の詳細経緯

県営団地への入居

広い駐車場を四角に取り囲むように5棟の県営団地が建っている。駐車場の角の位置には建坪10坪ほどの小さな団地の集会所が設けられているが、この建物が事件の発生場所である。しかし、実際の騒音トラブルの現場となつたのは、築30年位は経とうかという鉄筋コンクリート造5階建ての古びた県営団地であった。団地の建物は階段室タイプと呼ばれる形式で、階段を挟んで両側に住戸があり、5階分で計10戸が一つの階段室を利用している。階段室タイプの場合には、片廊下タイプとは違つて上下間の居住者の顔が見える関係が出来やすいという特徴がある一方で、一旦トラブルが発生すると、関係が密な分だけ争いも継続的で激しいものになる。

加害者となつた佐野晴美（仮名、当時38歳）は、事件発生の3年前、平成15年に県営団地5号棟の2階に入居した。2人

の娘と3人の息子の5人の子供がいる大所帯であり、家の中はいつも戦場のように賑やかだった。案の定、入居直後から下の階の住人である島田武雄（仮名、当時56歳）から苦情が寄せられた。子供達が騒ぐ足音がドンドンと響いてうるさいというものであり、直接苦情を言われたり、電話がかかってはいたが、何時頃からか島田はベランダ側の外壁を棒のようなもので叩き、「ビシ、ビシ」という音で抗議をするようになっていた。通常なら、棒で天井をつつくというのがよく見られる抗議の仕方であるが、ボード張りの天井ではそもそもいかず、変わらにベランダの壁を叩くようになったようだ。その鞭打つような物音は、相手の刺すような鋭い敵意を感じさせ、聞くたびに晴美は苛立ちを覚えた。入居して3年近くになるが、ここ1年ほどはこの物音が頻繁に鳴らされ、晴美の相手への嫌悪感も抑えようのないものになつていた。

団地の建物はかなり古く、まだ床衝撃音問題が顕在化しない時代に建てられたものであるため、もともと床構造自体の性能が不十分な建物であった。おそらく床の厚みは120mm前後で、性能で言えばL60

程度であつたと思われる。すなわち、普通に生活していても苦情が発生する程度の建物であつたのである。そこへ子供5人の家族が入居したのであるから、上階音の苦情が発生するのは必然であり、上階の佐野晴美や下階の島田武雄、あるいは県営住宅公園が、このような状況を的確に理解していれば、おそらく当該事件も発生しなかつたのではないかと思える。子供の多い家庭は1階に入居させるなどの配慮さえもなかつたのであるから。

事件の発生

平成18年2月、事件発生の前夜、晴美



写真1-1 事件現場となつた集合住宅

は久しぶりに女性同士の飲み会に参加し、2次会、3次会と飲食し、団地の自宅に帰つたのは翌日の午前4時頃となつた。子どもたちの面倒は15歳になつた長女が見てくられるようになつていていたため、安心して家を空けられるようになつていたが、やはり母親の帰りを待つていたのか、晴美が家に帰ると寝ていた子供たちが一斉に目を覚まして大喜びで家のなかをはしゃぎまくつた。その時である、またベランダから例の鞭打つような物音が激しく響き渡つた。

相手に対する敵意とこの鞭音に対する嫌

悪感は、ここ数年の蓄積を経て晴美の中で限界に達していた。数日前には、喧嘩をして内縁の夫が出て行つてしまい、愚痴を聞いてくれる相手もいなくなり、怒りが溜まりやすく精神的にも不安定な状態であつた。そこに飲酒による高揚が手伝つて、抑えようのない怒りが湧き起こり、晴美は思わず階段を駆け下りて島田の家のスチールの玄関扉を蹴りながら、大声で怒鳴り続けた。

騒ぎを聞きつけた自治会長が駆けつけ、両者に話し合いで解決するように諭し、取り敢えず10分後に集会所に来るよう伝えられた。晴美は一旦自宅に戻つたが、今更、

話し合つても解決するわけなどないと思ひ、怒りを抑えきれずに台所から包丁を取り出した。丁度そこへ、島田から110番通報を受けた警察官が訪れたため、包丁を玄関上がりに隠して応対したが、警察にまで連絡したことに一層怒りがこみ上げ、思わず家にあつた酒を煽つた。

今度は、これを見ていた長女が包丁を手にして島田の家に向かおうとした。驚いて包丁を取り上げたが、こんなことにもなるのも全て下の島田のせいだと益々怒りがこみ上げ、殺してやりたいと相手に対する確定的殺意を抱き、そのまま包丁を手に集会所に向かつた。島田を見つけると、体当たりするようにして刃渡り15cmの出刃包丁で胸部付近を1回突き刺した。居合わせた自治会長が驚いて制止したが、晴美はそれを振り切つて今度は腹部を突き刺した。

その後、呆然としていた晴美を駆けつけた警察官が緊急逮捕した。島田は救急車で病院に運ばれ、緊急手術を受けて一命を取り留めたが、右肺や横隔膜、および肝臓にまで達する深さ10cmの傷を負う重傷であった。

裁判では晴美が殺意を認めていたので事実関係の争いはなく、殺人未遂で有罪となつた。焦点は実刑か執行猶予かであったが、裁判長は、「日頃から生活音を巡る根深いトラブルがあつたにしても、事件当日の上階音に関しては文句を言われても仕方ないものであり、それにも拘らず話し合いの場に包丁を持ってゆき一方的に犯行を行したのは、未遂とはいえ結果は重大である」と懲役2年6ヶ月（求刑懲役5年）の実刑を言い渡した。

被告側は執行猶予を得ようと様々な努力をしたが、裁判長は次のように述べた。「被告人が反省していること、被害者に300万円の被害弁償を行い示談が成立していること、被害者が宥恕していること、被告人の家族は転居して今後トラブルが生じる恐れがないこと、内縁の夫が監督を約束していること、被害者に養育すべき子供がいること、自治会長が情状証人として出廷し減刑を求めており、多数の団地住民が減刑の嘆願書に署名をしていること、および被告に前科がないことなど、被告人に有利な事情を考慮しても刑の執行を猶予すべき事案とは認められず、主文の実刑は免れないと判断する」。

実刑判決

被告側は一旦控訴をしたが、結局、1ヶ月ほど後に控訴を取り下げる実刑が確定した。

被害者が最後には被告を許していることに併せ、自治会長や多数の団地住民が嘆願書に署名していることをみれば、被告人は地域の中で一定の評価を受けていた人間ではあつたのであろう。しかし、トラブルへの対処を一步間違うと人生や生活が大きく損なわれる結果となるのである。

2.2 当事案の類似事例

読者からのメール

ある時、筆者の研究室に弊著の読者から一通のメールが届いた。その内容は、集合住宅での上階音に悩み、筆者の提唱する近隣トラブル解決センターの必要性を痛感しているという所感を知らせるものであり、特に相談ごとではなく、誰かに自分の状況を話したかったという程度の内容であった。ところが、そこに書かれていたトラブルは、上記で紹介した殺人未遂事件の状況と全く瓜二つであった。

早速、メールの返事で上記の殺人未遂事件と同様な状況であることを知らせ、その詳細経緯を添付ファイルで送信し、くれぐれも事件に発展することのないよう自制するように伝えた。メールの送信者はメールの内容を読み、事件の状況があまりにも自分たちに酷似していることを痛感したのか、これ以上、状況を悪化させないよう対処するという旨の返事を頂いた。これにより、当座は、争いが沈静化することとなつたが、今後、このトラブルがどのような決着になるかは不明である。しかし、仮に、このメールのやり取りが無ければ、すぐに

第2の床衝撃音事件が発生してもおかしくない状況であり、過去のトラブル情報を周知することが、事件の回避に繋がることを示すよい事例になったといえる。以下に、そのトラブル事例を紹介する。

メール連絡者のトラブル状況

(以下の内容は、メール連絡者らが居住する市に提出した要望書を元に再構成したトラブル状況である。したがって、この内容には相手側の意見は反映されておらず、事柄の真偽についても明確ではない。これは他の事例とは大きく異なる点である。この点、特に注意を要することを最初に付記しておく。ただ、トラブルの経緯と苦情者の心理については十分に参考となると考えてここで紹介するものである)

市への要望書の最初には、次のような内容の文言がゴシック文字で強調されて書かれている。

「2階で4人の子供が走り回る天井の衝撃音を想像してみてください。それが毎日続いたとしたら・・・私達は神經質なクレマードでしょうか?」

メール連絡者は、関東の某市に住む60歳代の女性、敏子さん（仮名、以下敬称略）である。30年以上前に造成された団地の分譲集合住宅の3階に、夫と息子の3人で居住している。集合住宅は4階建であり、上記で示した県営団地での床衝撃音事件と同じ階段室タイプである。

メール相談の2年前、敏子の家の直上の部屋に、母子家族5名（小学生男子1名、小学女子2名、未就児1名）が住宅を賃借する形で入居してきた。部屋の区分所有者（家主）は、地元の民生委員兼児童委員であり、経緯等は不明であるが、彼らを賃借人として入居させることとなつた。

平成24年2月、上階の家主が母子家族の一家5名を連れて、上階の部屋に入居する旨の挨拶に来た。それ以来、上階からの子どもの足音や、扉やドアを閉める衝撃音などが、時間に関係なく響くようになつた。母親は仕事をしていると言つていたが、毎日在宅しており、男性の出入りがあり、いつも複数の車が駐車していたと敏子は言う。子どもらは学校を休むことも多かつたといふ。

あまりの騒音の酷さに、敏子らは部屋の家主に連絡し、床の防音対策をするように要請した。家主は防音の為、ゴム付カーペットをフローリング上に敷く事を提案し実施した。しかし、床衝撃音は全く改善されることではなく、うるささはカーペット施工前と何ら変わらなかつた。敏子らは、これは元々上階の家族の住まい方に原因があるためと考えた。（著者注・床衝撃音には2種類あり、子どもの走り回りなどの低い音は重量床衝撃音と呼ばれる。これらの音は、床構造の剛性（床の厚みなど、造りの頑丈さ）に依存するため、床の仕上げを変えても殆ど改善の効果はない。一方、スリップパのパタパタ音などの高い音は、床仕上げを柔らかいものにすると大きな改善効果がある。これらの違いを理解していなかつたために、このような感じ方になつたものといえる）

そんな折、上階の家主から内容証明付の郵便が敏子の下に届いた。敏子からの度重なる苦情に辟易したのであろう、今後一切、苦情の電話は断るという内容であつた。騒音は上下階の住人同士の問題であり、家主がこれに関知しなければならない責任はないといふことが、家主の代理人名で書かれていた。

上階からの騒音はその後も一向に収まる気配は無く、逆にひどくなつていった。音がうるさい時には、その都度、貸主である家主に苦情の電話を入れたが、その回数も既に8回にも及んでいた。その頃になると、上階からの音は、威嚇や挑発をしているのではないかと思わせるような踏みしだく音

トラブルのエスカレート

その後も悪意を感じさせるような上階からの騒音が続いた。特に、敏子の夫が外出

すると、それを見計らったように大騒音が始まり、時としてそれは深夜まで続いたという。その度に今度は警察に通報し、また、敏子たち自身も上階を尋ね、静かにして欲しいと頼んだ。しかし、ドア越しでの対応や、居留守を使うなどいつも不誠実な態度であつたと憤る。この間、駅前の交番はあつたと憤る。この間、駅前の交番ははじめ、市役所の子ども支援課や警察の住民相談課に相談をし、自治会長や管理組合の理事長には、間に立つて3者での話し合いの機会を作ってくれるように依頼をしたが、解決のための労をとつてくれる人はいなかつた。管理組合の総会の時、管理会社にも相談したが、個人相手に注意は出来ないと言われ、上階の部屋を紹介した不動産屋からも、揉め事に関わることは出来ないと拒否された。管理会社には、土日の休日用の電話に計13回も苦情を言つたが、電話記録は消されてしまうと聞き、それ以後は電話を断念した。その他、弁護士会館、行政書士事務所、無料調停相談会などにも相談に行つたが、内容証明の郵便を出すことや訴訟の提案をされただけに終わつた。

この間に、上階の家族との関係は、悪化の一途を辿つた。ある日、敏子が病院に行こうとした際、玄関前を母親と小学生の男

子女子の3人が「死ね！」と暴言を吐きながら階段を下りてゆくのを聞いたという。駅前の交番にも相談したが、警察が上階の家族の家へ行くと、「下のババアが、イチャモン付けてんだよ」、「下が我慢すりやいい」、「下が引っ越しあいい」と警察官に対して悪態をつく始末であった。

その他にも嫌がらせと思われる被害があり、車にオイル染みや傷を付けられたり、花壇に菓子の袋や吸い殻が捨てられておりしていた。玄関のフックはもぎ取られ、玄関前には菓子の残りの様な粉をまかれた。その他、母親のゴミの時間外不法投棄も目撃したし、部屋に侵入された形跡が3回、ベランダへの侵入形跡が2回あつたので、怖くなつて玄関鍵を交換し防犯用器具を付け代えたという。

近所に民政委員がいて、その人が児童委員も兼ねていてそれを知り相談すると、家主に騒音問題を話してくれた。その民生委員が、母親に一階への移動を提案し、母親も「この住宅の一階なら越してもよい」といつたが、結局、一階に空き室が出ても引っ越さず、その理由は「今の部屋の内装が良いから」ということだつた。

警察の住民相談を再び訪ねたが、問題解決には引っ越しか、訴訟しかないと言われただけだつた。この間も悪意を思わせる騒音が頻繁に発生し、小学生の長男が聞こえよがしに「ババア」と言い、母親も「ババア、てめえ、何様と思つている」と敏子に向かつて暴言を吐くこともあつた。男が自動車やバイクで来ている時は、上階からの騒音も顕著になつた。

余りにも騒音が響く為、少しでも軽減されるように、リフォームで改悪された上階の部屋の床を元に戻すよう家主の代理人に手紙を送つた。

床の改修工事

因ではなく、やはり上階家族の住み方に問題があると考えた。

その後も上階からの騒音が収まることはなく、警察に通報すると、注意に行つた警察官に対しても、扉を開けない、居留守を遣うなど、不誠実な態度を取り続けたといふ。

11月連休の早朝、トイレ付近の天井より漏水あり、管理会社に電話して来てもらい、業者が2階の母親宅へ行くが、緊急時にもかかわらず、母親は「明後日の6時に帰る」と言つて出かけてしまった。家主にも連絡がつかない。業者は母親立ち会いの元、水道元栓を閉めたと私達に報告したが、漏水は一向に收まらず、不審に思い上階へ行つてみると、閉めたはずの水道元栓が開けられていた。そこで、再び業者に連絡して元栓をしめもらつた。

母親は何故か翌日の夜8時頃に帰つて来たが、元栓が閉まっていたので、あわてた様子の声が聞こえてきた。私達が上階へ行き、「家主さんに連絡したか?」と聞くと、「そんな必要あるんですか?」、「漏水はうちではない」と言い切つた。

その後も相変わらず嫌がらせが続いた。玄関前にゴミをまく、ツバを吐く、自転車のタイヤの空気を抜く、菓子袋を捨てる、植木鉢を倒す、鉢から植木を引き抜く。買い変えた車のバンパーに傷をつけるなど、この様な事をする者は他には考えられないと敏子は確信した。

暮れも押しつまつた12月28日、昼頃より上階より不快な騒音が続き、家族団欒時の21時過ぎにも大きな衝撃音があつて、敏子が夫とともに上階の母親宅に苦情を言いに行つた。その時、母親が騒ぎだし、自分で110番通報してから、敏子の夫に襲いかかりシャツを破つた。敏子も自宅で110番通報し、パトカーが数台来て、両者共警察に連れて行かれ事情聴取された。

敏子らが書いた市への要望書の最後は、次のように結ばれている（一部修正）。

「普通に暮らしていた者が、他人の騒音によつて日常生活に支障をきたした場合、苦情を言うのは当然の行為です。人の生活に勝手に入り込んで来る床衝撃音の恐怖も知らない者に、「神経質な性格」などと呼ばれる筋合いはありませんし、子供だから仕方ないという考え方も、常識と子育て能力と他人への配慮に欠けた身勝手な勘違いです。しかも現在は騒音以上の問題として、階下に住む私達はこの母親の性格や無責任さ、非常識さに安心して暮らす事も危惧されています。

私達は、このような現在の状況を非常に深刻にとらえています。どうか、厳正な対処をお願い致します」

その事件の数日後、年も明けて平成26年となつていたが、やはり上階より騒音があり、敏子たちは再び警察に通報した。1月22日には、母親が、階段で会つた敏子の長男に対して「人殺し」と暴言を吐き、挑発してきた。母親が何かを警察に言う度に、敏子達も警察から事情を聞かれ、この争いはまだ終息していないという。

敏子らが書いた市への要望書の最後は、次のように結ばれている（一部修正）。

「普通に暮らしていた者が、他人の騒音によつて日常生活に支障をきたした場合、苦情を言うのは当然の行為です。人の生活に勝手に入り込んで来る床衝撃音の恐怖も知られない者に、「神経質な性格」などと呼ばれる筋合いはありませんし、子供だから仕方ないという考え方も、常識と子育て能力と他人への配慮に欠けた身勝手な勘違いです。しかも現在は騒音以上の問題として、階下に住む私達はこの母親の性格や無責任さ、非常識さに安心して暮らす事も危惧されています。

私達は、このような現在の状況を非常に深刻にとらえています。どうか、厳正な対処をお願い致します」

そして著者が送つた返事へのお礼のメールでは、以下のように怒りや敵意を自制する言葉が述べられていた（一部修正）。

「先生、早速のご返事ありがとうございます」

ファイルを拝見したところ、建物は同じ造りですし、我が家のトラブルのパターンと酷似しております。

重量衝撃音は床を直しても改善しないとは知りませんでした。これは工務店ですから、

知らなかつたのではないでしょか。改修後の衝撃音も非常によく響いています。二

重床工法で床材もし・45の床材らしいの

ですが、マンションの床工事経験のない大

工の技量に問題があると思つていました。

古い団地では、管理組合のリフォーム時の床についての規約も重要ですが、衝撃音が変わらないとなれば、多人数の子供のいる家族についての規約も必要かもしれません。賢い家主や、親であれば、1階を勧めたり、選択するはずです。

意図的な衝撃音を感じたり、不愉快な思いも多々あります。今は自制して現況を静観する他ないと私は思っています。

貴重なアドバイス、そしてファイルをありがとうございました。とても参考になりました。今後の先生のご活躍を心より応援致しております」

4. ブラブル防止・解決のための事案分析および解説

ることが必要である。

4. 1 騒音事件の発生条件

床衝撃音のトラブルが傷害事件に繋がった事例である。これまでの訴訟記録で示した3事例でも、当事者同士の激しい争いが繰り広げられているが、片や訴訟という形での争いとなり、当事例では事件という結果を迎えていた。これらの違いはどこにあるのかを知つておくことは、騒音事件の発生防止の観点からも重要である。

これまで多くの騒音事件を調べてきたが、それらの分析結果から騒音事件が発生する条件を整理すると、以下の4つの項目が挙げられる。

まず一つは、トラブルの心理状況が攻撃性のレベルに達していることである。トラブルの心理状況のレベルには、第2部の図2-3に示すように、怒り、敵意、攻撃性の3段階があり、通常は相互の争いの中で半年から数年をかけてこの段階を上がってゆく。当事者が攻撃性の段階に達しているかどうかの判断は難しいが、一つ手がかりとなるのは、「恨み」という言葉である。今までの事件を調べると、多くの事例で加害者の供述の中に「恨み」という言葉が出てくる。「あいつには長年の恨みがある」という言葉には、自分の中に鬱積した強い被害感があり、それを何らかの形で相手に対して思い知らせてやりたいという抑えがたい攻撃性が感じられる。「恨み」という言葉は、そのような心の奥の暴

力性が無意識に表出してきた表現ではないかと考えている。「恨み」という言葉が出たら攻撃性レベルに達し、殺傷事件に結びつく可能性が高くなっていると判断し、周囲の人間が十分に注意することが必要である。犯罪を行なうかどうかは、ひとえにその人のパーソナリティ特性にかかる。敵意の感情がどれだけ蓄積しても、事件を犯さない人は犯さない。人を殺したことだけ強く思つても、それを実行するか否かの境界には、他のどのような状況よりも遥かに越えがたい高い山がある。すなわち、敵意は誰にでも生じるが、攻撃性はごく限られた一部の人間にしか現れない。しかし、この判断を事前に行なうことは大変に難しい。

3番目の条件は、閉鎖的な状況の存在である。争いが訴訟という形をとった場合、そこで争いが事件発生のガス抜きになることがあるが、他の争いの形態をとることや争いからの回避（飛び去り）が出来ない状況では、事件発生の内圧が高まることになる。特に、周りから孤立した状況、転居などの争いを回避するための手段を取り巻く閉鎖的状況は事件発生の大きな要因となる。情動を回避できる何らかのカタルシスがある場合では、結果に大きな差を生じる。逆にいえば、そのような対処が事件発生の防止に役立つということである。

4つ目の条件は、事件発生の直接的な要因である誘発行動の存在である。端的に言えば当事者間の激しい口論などである。過度な攻撃性や自制力の低下をもたらす飲酒も誘発行動の大きな要素といえる。

以上の4つの条件が揃った場合に、事件発生の危険性が現実的なものとなる。今回の事件記録の事案においても、事の強弱はあるにしても、ここで示した殆どの条件が成立していることが分か

る。

4. 2 床衝撃音問題に関する社会啓蒙

床衝撃音に関する社会的な認識は決して高くない。当事例においても、5人の子どもがいる家庭が、老人夫婦の部屋の上階に入居している。これでは必然的に床衝撃音のトラブルが発生する。

仮にこれが逆の位置関係であれば、この事例のような事件の発生は防げたと考えられるが、入居者も県営住宅の担当職員も床衝撃音に対する認識が薄く、結果として事件当事者双方の悲劇に繋がってしまった。訴訟記録N.O. 6の解説で示したように、現在の床厚が200mm～250mmの比較的新しい集合住宅でも、上階からの音は小さく聞こえ、まして昭和50年代、60年代に建てられた集合住宅では、通常の生活をしていてもかなり大きな音で床衝撃音が響くのである。これらのこと理解して、入居時に適切な選択をすることや、あるいは入居時の留意事項としてこれらの人間を周知させて配慮を求めるなどの対応が不可欠である。不動産の売買契約では、重要事項の説明と言うのが法的にも決められているが、集合住宅の場合には、床衝撃音に関する書面等での説明と確認が必要であると考えられる。これらをルール化する施策も必要である。

床衝撃音に関するもう一つの誤解は、これも訴訟記録N.O. 6で述べたことであるが、重量床衝撃音と軽量床衝撃音の違いの問題である。子どもの飛びはねなどの重量床衝撃音は、畳の部屋であったり、じゅうたんを敷いたりしても、殆ど効果はないということである。類似事例の紹介の中でも示した通り、この点に関する誤解がトラブルをエスカレートさせる場合も多いので、この点

も十分な事前説明が必要である。

なお、自治体や不動産関係者で、床衝撃音に関するこのような説明資料の作成を考えている場合には、筆者の研究室で技術的協力をさせて頂くので、遠慮なく連絡を頂きたい。

4. 3 同種事案の予防効果

トラブル事例に関して、良い解決法が見出された先例があれば大いに役立つことになる。また逆に、同じような状況の事例があり、それが悪化して悲惨な結末を迎えた事例でも、トラブルの防止には十分に役に立つ。当事案の類似事例で紹介したように、詳細な内容が分かる事例があれば、自分たちの状況との比較が可能となり、その先の決着に関する予測にも役立ち、それが高揚していた闘争意識を冷却化する効用をもたらす。これは本書の作成目的の一つである。当事案の類似事例での結末は、この良き実証例として紹介したものであり、市への要望書に見られる相手への激しい敵意や憎しみの感情、あるいは攻撃的な状況が、同種事例の結末を知った後には、極めて冷静な心理状態に大きく変化している。言葉による説得だけではこのような変化をもたらすことはなかなか困難であるが、実例の持つ説得力は大変に大きいことが分かる。本書で示した13の事例が、このような形で大いに効果を發揮してくれることを期待するものである。